

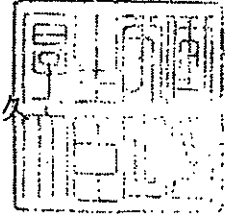
厚生労働省発職 0322第2号

平成 25 年 3 月 22 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（職業能力開発局関係）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

（略）

十一 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

東日本大震災の被災地への特例措置について、平成二十五年度末まで延長するものとする。

十二 キャリア形成促進助成金制度の改正

（一） キャリア形成促進助成金について、次のとおり支給するものとする。

イ 認定実習併用職業訓練、若年人材育成型訓練、成長分野等人材育成型訓練、グローバル人材育成

型訓練及び熟練技能育成継承型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練に要した経費の二分の一及び当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち一時間当たり八百円の助成等を行うものとする。

ロ 一般型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち、一時間当たり四百円の助成等を行うものとする。

- ハ 被保険者等の自発的職業能力開発を支援する事業主に対し、当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち、一時間につき八百円の助成等を行うものとする。
- 二 有期実習型訓練を受けさせる事業主を、支給対象事業主から除くものとする。
- ホ その他所要の見直しを行うものとする。

(略)

### 第三 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。(略)
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

